

掛川市条例第47号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（保険料の減額又は免除）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> | <p style="text-align: center;">（保険料の減額又は免除）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日 <u>（前条第1項第1号に該当する場合にあつては、市長が別に定める日）</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日 <u>（前条第1項第1号に該当する場合にあつては、市長が別に定める日）</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。